

吉敷地区環境づくり推進協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、吉敷地区環境づくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、吉敷地域交流センター内に事務所を置く。

(目的)

第2条 協議会は、吉敷地区で活動する関係団体及び住民が一体となって、地域環境の美化や保全、環境衛生の向上、さらには循環型社会の形成を目指して、啓発活動や地区住民への情報発信に努め、住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、吉敷地区の環境美化の総合的な施策の企画について審議するとともに、施策の実施や推進、関係機関に対する働きかけを行うものとする。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる団体から選出された者
- (2) 協議会の趣旨に賛同する者
- (3) 知識経験を有する者

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の任務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 幹事は、事業を企画・調整及び推進する。

4 会計は、会計事務を掌握する。

5 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

3 会長は、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第8条 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 組織の変更及び会則の改廃に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認めること。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状によることができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会において議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認めること。

(会計)

第10条 協議会に必要な経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成27年6月26日から施行する。

別表(第4条関係)

山口市立鴻南中学校 山口市立鴻南中学校PTA 山口市立吉敷幼稚園 山口市立吉敷幼稚園育友会 山口市立良城小学校 山口市立良城小学校PTA 良城商工振興会 吉敷自治会 吉敷地区子ども会育成連絡協議会 吉敷地区地域づくり協議会 吉敷地区老人クラブ連合会
--

(五十音順)